

尾鷲市コミュニティバス運行管理業務仕様書

1 尾鷲市コミュニティバスの運行管理業務について

尾鷲市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号及び第79条の規定に基づき、指定管理者により下記業務の運行管理を行うものとする。

2 指定期間について

令和8年4月1日から令和9年3月31日

ただし、市は、コミュニティバスの運行管理の適正を期するための指示に指定管理者が従わなかつたとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて運行管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

3 指定管理料について

（1）指定管理料の支払い

3ヶ月ごとに指定管理者からの請求に基づき、1ヶ月以内に支払うものとする。支払う金額は、双方協議の上、協定締結の際に決定するものとする。

（2）指定管理料の算出方法

下記4以降の項目に関する一切の経費とする。下記①～④の入札条件をもとに経費を算出すること。

- ① 燃料価格は170円／リットルで、年間16,470リットル（内訳、尾鷲地区10,000リットル、須賀利地区6,470リットル）の2,800千円（税抜）（内訳、尾鷲地区1,700千円、須賀利地区1,100千円）とする。
- ② 走行距離130,000キロ／年間（内訳、尾鷲地区80,000キロ／年間、須賀利地区50,000キロ／年間）を想定した場合の運行管理費用とする。
- ③ 利用料金収入見込額は、1,626千円（税込）（内訳、尾鷲地区1,376千円、須賀利地区250千円）とし、経費から控除する。
- ④ 指定期間の令和8年4月1日から令和9年3月31日の費用とする。

（3）指定管理料の支払限度額

指定管理料上限	摘要
24,409,000 円	消費税及び地方消費税を含む

（4）指定管理料の見直し

本仕様書に掲げる運行管理業務の実施にあたり、指定管理料が増大することになつても、市は追加の支払いはしないものとする。

ただし、路線、運行時間の見直しのほか、天災その他やむをえない事由により、業務量（運行距離、業務時間等）に増減が生じる場合は、双方協議のうえ、指定管理料を見直すことができる。

4 運行管理費用について

（1）基本費用に含まれるもの。

- ①車両の運転及び運行管理等に関する費用
- ②車両の管理及び整備に関する費用
- ③車両の自動車保険に関する費用
- ④事故処理及び苦情処理に関する費用
- ⑤停留所の管理に関する費用（バス停表示板（時刻表等）54基の変更（1回分）を含む）

- ⑥利用料金の徴収に関する費用
- ⑦利用促進に関する費用
- (2) 単価費用に含まれるもの。
 - ①燃料価格（実費金額）
- (3) 上記の費用から控除されるもの。
 - ①利用料金及び広告収入

5 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 車両の運転及び運行管理等に関する業務
- (2) 車両の管理及び整備（定期点検を含む。）に関する業務
- (3) 車両の自動車保険（任意保険をいう。）に関する業務
- (4) 事故処理及び苦情処理に関する業務
- (5) 停留所の設置及び管理に関する業務
- (6) 利用料金の徴収に関する業務
- (7) 利用促進に関する業務
- (8) 前号に掲げるもののほか運行管理において市長が必要と認める業務

6 コミュニティバスの車両及び運行内容等

- (1) 車両概要

日産キャラバン

①種別	自家用乗合
②乗車定員	14人
③台数	1台

トヨタハイエース

①種別	自家用乗合
②乗車定員	14人
③台数	2台

セレナ※

①種別	自家用乗合
②乗車定員	8人
③台数	1台

※原則、日産キャラバン及びトヨタハイエースの計3台中2台で運行し、車検、故障などの予備として1台を管理するものであるが、車検、故障が重複した場合や乗車定員を超える利用者が乗車すると予想される際などに臨時に使用するもので、この車両（セレナ）1台については車両の管理及び整備に関する費用、車両の自動車保険に関する費用等は計上しないものとする。

- (2) コミュニティバスの運行内容

- ①運行日 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ②運行経路 ※別紙「尾鷲市公共交通のご案内 尾鷲地区、須賀利地区」参照
- ③運行時間 ※別紙「尾鷲市公共交通のご案内 尾鷲地区、須賀利地区」参照
- ④市の指示により、日曜日は須賀利地区において10回／年程度臨時運行するものとする。
- ⑤市の指示により、バス車両を随時指定するものとする。

(3) 運行管理業務等

① 運行業務担当責任者等の選任

指定管理者は、運行の安全及び安心を確保するため、運行管理を行う運行業務担当責任者又は安全運転管理者を選任するものとする。また、事前にその体制について市の承認を受けるものとする。

上記責任者は、下記運転者の運転免許を適宜確認するものとする。

② 運行業務

ア 運転可否の判断

指定管理者は、運行する道路状況、気象条件等により安全な運行が困難であると判断したときは、速やかに市と協議を行い、運行コースの変更又は運休等の決定を行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、指定管理者の判断で運行ルートの変更又は運休等を行い、事後に対応経過を市に報告することができるものとする。

イ 運行時刻の厳守

指定管理者は、バス停付近に利用者が見当たらない場合において、出発時刻まではバス停に停車し、時刻表どおりの運行に努めなければならない。また、運行に遅れが生じている場合は、安全な運行が確保できる範囲で遅れの解消に努めるものとする。

③ 指定管理者は、疾病等の理由により主たる運転者が当該業務の実施ができない状況に対応できる体制を整えるものとする。

④ 運転者は、運行業務日誌に業務内容（乗降調査も含む）を記録するものとする。

⑤ 運転者の名簿は、事前に市の承認を受けるものとする。

⑥ 指定管理者は、市からの指示に基づき、アンケート調査等を実施するものとする。

(4) 車両の管理、整備業務

① 管理車両の車検及び法定点検、日常点検（消耗品の交換又は補充等を含む。）を適正に実施するものとする。なお、車検時に必要な自動車重量税及び自賠責保険料も指定管理料に含み、点検時等におけるエンジンオイル等の油脂類についても同様とする。

※管理車両の管理及び整備の範囲は、別紙「管理車両の管理・整備に関する事項（1）（2）」による。

その他 1 案件 10 万円未満の修繕は指定管理料の範囲内とする。

② 車外又は車内の清掃は、運行の妨げにならないよう指定管理者の判断で適宜清掃するものとし、常に清潔に保つものとする。車両の清掃は、車庫の所在地以外の場所で実施するものとし、あらかじめ車両洗車場所を指定管理者において指定するものとする。

③ 車両の日常的な車庫は、次のとおりとする。

車両	定員	車庫の所在地
日産キャラバン	14人	協定締結後双方協議の上、決定
トヨタハイエース	14人	協定締結後双方協議の上、決定
日産セレナ	8人	尾鷲市役所敷地内

④ 燃料等（指定の油脂）の価格及び給油所は、協定締結後双方協議の上、決定するものとする。

ただし、燃料価格は毎月決定するものとする。

(5) 自動車保険（任意保険）

指定管理者は、業務履行中の事故に対応できるよう、任意保険に加入するものとする。任意保険の条件は、自動車保険の対象となる対人・対物・搭乗者及び車両の事故について、その損害に対する一切の費用を賠償できるものとする。任意保険の条件は、協定締結後市に許可を得るものとする。

(6) バス停留所の設置及び管理

指定管理者は、コミュニティバス専用のバス停留所（案内標識等を含む）51基を適正に設置及び管理するものとする（臨時時刻表、路線図等の変更に係る簡易周知案内表示の掲示及び撤去作業を含む）。ただし、破損した場合等は、市に速やかに報告し、双方の協議により必要な修繕を行うものとする。その他1案件10万円未満の修繕は指定管理料の範囲内とする。また、路線及び時刻表等に変更があった場合は、指定期間内において1回に限り、市の指示により指定管理者の負担で停留所案内標識等（51基）を作成・設置するほか、路線縮小等により必要ななくなったバス停については、指定管理者が著しい劣化が生じないよう保管・管理するものとする。なお、指定期間において、停留所案内標識に変更がなかった場合は、指定管理料に含まれる管理費用を減額して精算することとし、また、2回以上、路線及び時刻表等に変更が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。

(7) 事故の処理に関する業務

当該業務中に事故が発生した場合、指定管理者は速やかに市に報告し、必要な措置を講じるものとする。また、指定管理者の責めに帰すべき理由により発生した事故の場合は、指定管理者が事故に関する処理を行うものとする。

(8) 苦情処理に関する業務

① 弁明が必要な苦情

指定管理者は、苦情を申し出た者が弁明を求めたときは、その内容を記録し、速やかに市に報告するものとする。ただし、運行車両内で行われた苦情であって、運転者が運行の支障をきたすと判断した場合は、この限りでない。

② 弁明を必要としない苦情

苦情を申し出たものの住所及び氏名がわからない場合など弁明を必要としない苦情については、指定管理者が処理するものとし、その対応経過を市に報告するものとする。

③ 改善措置

指定管理者は、当該業務の範囲内において、改善が可能な措置については市の指示に従い実施するものとする。

(9) 利用料金の徴収に関する業務

利用料金は、「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例」等に規定する金額を、利用者から徴収するものとする。また、指定管理者は、徴収にあたり利用料金を安全又は適正に取り扱うことが可能な運賃箱等を設置するものとする。

7 損害賠償

指定管理者は、受託業務の実施に関し、指定管理者の責めに帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者がその賠償責任を負うものとする。また、指定管理者は、自己の責任において、賠償責任に対応できる体制を整えるものとする。

8 業務報告等の提出

(1) 業務報告

毎月終了後 20 日以内に、次の内容を記載した業務報告書を市に提出しなければならない。

- ① コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区それぞれの運行管理の実施状況（運行業務日誌を含む）
- ② コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区それぞれの利用料金の収入実績
- ③ コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区それぞれの運行管理の収支状況
- ④ その他必要な書類

(2) 事業報告書

指定管理者は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書（条例第 7 条に基づき報告すること。（同施行規則第 15 条関係「様式第 2 号」）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の取消し又は年度末を含む期間の業務の停止を受けたときは、その取り消された日又は停止を受けた日から起算して 3 ヶ月以内に当該年度分として、同日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- ① コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区それぞれの運行管理の実施状況（運行業務日誌を含む）
- ② コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区それぞれの利用料金の収入実績
- ③ コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区それぞれの運行管理の収支状況
- ④ その他必要な事項

(3) 自己評価

指定管理者は、公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定書等に従い、適切かつ確実に公共サービスが実施されているかを確認するとともに、市が示したサービス水準を満たしているかを（2）で作成する事業報告書及び利用者アンケート調査などの結果に基づき、自己評価を行い、事業報告書に付して提出しなければならない。

9 法令遵守

コミュニティバスの管理運営業務を行うにあたっては、次の各号に掲げる法令等その他コミュニティバスの管理運営を行う上で必要な法令等を遵守しなければならない。なお本手続き期間中に改正があった場合は、改正された内容を適用する。

- ① 地方自治法、同施行令及び同施行規則ほか行政関係法令
- ② 道路運送法、同施行令及び同施行規則ほか道路運送関係法令
- ③ 尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例及び同規則
- ④ 尾鷲市個人情報保護条例
- ⑤ 尾鷲市情報公開条例
- ⑥ 尾鷲市行政手続条例
- ⑦ その他管理運営に適用される法令等

10 その他

運行管理業務に関し、疑義が生じた場合、又は、この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議して定めるものとする。

管理車両の管理・整備に関する事項（1）

車検及び法定点検、日常点検時における修理等の業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) エンジン及び下廻りスチーム洗浄（車検時のみ。）
- (2) 下廻り防錆黒塗り塗装（車検時のみ。）
- (3) 車検及び法定点検時のそれぞれの指定項目点検、調整、清掃
- (4) 車検時の完成検査
- (5) エアークリーナーエレメントの交換
- (6) スパークプラグの交換
- (7) ディスクブレーキキャリパーの分解、点検、清掃
- (8) ディスクブレーキパットの交換
- (9) ホイールシリングダーカップの交換
- (10) ブレーキライニングの交換
- (11) ブレーキオイル、オートマチックオイル、エンジンオイルの補給、交換
- (12) オイルエレメントの交換
- (13) ワイバープレードゴムの交換
- (14) ウオッシャー液の補充
- (15) ファンベルトの交換
- (16) 電球の交換
- (17) タイヤの交換（入れ替え、ホイールバランス、廃タイヤの引取りを含む。）
- (18) バッテリー交換（バッテリー液の補充を含む。）

管理車両の管理・整備に関する事項（2）

次に掲げる修理等は、対象外とする。

- (1) エンジン本体
- (2) インジェクションポンプ本体
- (3) エンジンコントロールユニット（コンピュータ）本体
- (4) オートマチックトランスマッシャン本体（コンピュータユニットを含む）
- (5) ディファレンシャル本体
- (6) ステアリングギアボックス本体
- (7) エアコンディショナー主要機器本体
- (8) エアコンプレッサ本体
- (9) ラジエーター本体
- (10) ブレーキのアクチュエーター本体
- (11) 腐食による車体の損傷等
- (12) 発電用エンジン及び関連部分
- (13) クラッチディスク・プレッシャープレート・フライホイール
- (14) 足廻り（ベローズ及び各種ラバー交換）
- (15) パワースライドドア
- (16) 電動ステップ